

○大雪消防組合消防報償金条例

〔平成2年4月1日〕
〔条例第2号〕

（目的）

第1条 この条例は、大雪消防組合に勤務する消防吏員及び消防団員並びに消防協力者に対する報償金を授与することを目的とする。

（消防吏員及び消防団員に対する報償金）

第2条 消防吏員又は消防団員が消防活動（訓練、演習等の活動を含む。）に従事中に傷害を受け、そのため死亡し、又は重度障害の状態となった消防吏員及び消防団員が、その功勞により管理者から表彰を受けたときは、管理者は、当該消防吏員及び消防団員に対し、報償金を支給することができる。ただし、当該消防吏員が大雪消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和48年大雪消防組合条例第16号）に基づき賞じゆつ金の支給を受けるとき、又は当該消防団員が、市町村非常勤消防団員賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和41年北海道市町村総合事務組合条例第2号）に基づき賞じゆつ金の支給を受けるときは、この限りでない。

2 報償金のうち殉職者報償金の額は、功勞の程度に応じて50万円以上200万円の範囲内で管理者が定めるものとし、障害者報償金の額は、功勞の程度並びに非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）別表第3に規定する障害の等級に応じて別表に定める額とする。ただし殉職者報償金の支給を受けるものが既に障害者報償金の支給を受けている場合は、この額から当該支給を受けた障害者報償金の額を控除した額とする。

3 報償金は、当該消防吏員又は消防団員が死亡した場合にあっては、その遺族に支給するものとし、遺族の範囲及び順位等は、政令第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

（協力者等に対する報償金）

第3条 消防法（昭和23年法律第186号）第25条第2項若しくは第29条第5項（同法第36条において準用する場合を含む。）の規定により消防作業に従事したもの、同法第35条の7第1項の規定により救急業務に協力したもの又は水防法（昭和24年法律第193号）第17条の規定により水防に従事したものが、消防作業若しくは水防に従事し、若しくは救急業務に協力したことにより障害を受け、このため死亡し又は重度障害の状態となり、その功勞により管理者から表彰を受けたときは、管理者は、当該者に対し報償金を支給することができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定により報償金を支給する場合に準用する。

（審査）

第4条 報償金の支給の対象となる公務上の死亡及び障害の程度の認定並びに報償金の授与は、消防長の申請により管理者が行う。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し、必要な事項は管理者が定める。

第4編 人事（大雪消防組合消防報償金条例）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表

障害の等級	功 勞 の 程 度 に よ る 支 給 額		
第 1 級	100 万円以上 200 万円の範囲で管理者が定める額		
第 2 級	90	〃	180 の範囲で管理者が定める額
第 3 級	70	〃	150 の範囲で管理者が定める額
第 4 級	60	〃	130 の範囲で管理者が定める額
第 5 級	50	〃	100 の範囲で管理者が定める額
第 6 級	30	〃	70 の範囲で管理者が定める額
第 7 級	20	〃	50 の範囲で管理者が定める額
第 8 級	10	〃	30 の範囲で管理者が定める額